

# 新放送法における技術基準適合維持義務の関連条文と適用関係

(設備の維持)

第百十一条 認定基幹放送事業者は、基幹放送設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

第百十二条 特定地上基幹放送事業者は、自己の地上基幹放送の業務に用いる電気通信設備（以下「特定地上基幹放送局等設備」という。）を前条第一項の総務省令で定める技術基準及び第百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

(設備の維持)

第百二十一条 基幹放送局提供事業者は、基幹放送局設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすること。

(設備の維持)

第百三十六条 登録一般放送事業者は、第百二十六条第一項の登録に係る電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2 前項の技術基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定められなければならない。

- 一 一般放送の業務に用いられる電気通信設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- 二 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行われる一般放送の品質が適正であるようにすること。

		事業者	対象設備
基幹放送		認定基幹放送事業者(ソフト事業者)	基幹放送設備
		基幹放送局提供事業者(ハード事業者)	基幹放送局設備
		特定地上基幹放送事業者(ハード・ソフト一致)	特定地上基幹放送局等設備
一般放送	登録	登録一般放送事業者(ソフト事業者)	登録に係る電気通信設備
		電気通信事業者(ハード事業者)	なし (登録一般放送事業者を通じた適合維持義務)
	届出	届出一般放送事業者(ソフト事業者)	なし
		電気通信事業者(ハード事業者)	なし